

赤塚税務会計事務所通信

定額減税(所得税編)

～定額減税の仕組みと給与計算～

昨年末から世間を賑わせている定額減税。所得税と住民税合わせて一人あたり4万円の減税が実施されます。給与所得者に対する定額減税については、6月以降の給料計算で実施することになります。

この度、国税庁から定額減税特設サイトが公表され、具体的な実施方法が明らかにされましたので、毎月の給料計算事務について注意点をお伝えします。

給与所得の定額減税対象者

給与に対して定額減税の対象となるのは、扶養控除申告書を提出している、いわゆる甲欄適用者となります。

また、6/1を基準日として、基準日現在で在職し、扶養控除申告書を提出している人を対象とします。つまり、6/2以降入社の方には、毎月の減税の適用はありません(年末調整で適用します)。

同一生計配偶者とは所得の見積額が48万円以下(給与所得の場合、給与収入103万円以下)の配偶者をいいます。源泉控除対象配偶者(所得の見積95万円以下(給与収入150万円以下)の配偶者)とは範囲が異なりますのでご注意ください。

また、扶養親族については年齢の制限がないため、16歳未満の年少扶養親族も含まれます。

そして、6/2以降の扶養親族の増減は考慮しません(年末調整で調整します)。

定額減税の実施時期

定額減税は本年6月支給分の給与及び賞与の支払いから適用します。当月分当月払いの場合は、わかりやすいですが、例えば末締め翌月10日支払いの場合は、6/10支払い(5月分給与)から適用することになります。

例えば、所得者本人、配偶者(給与収入見込93万円)、子A(18歳)、子B(15歳)という家族構成の場合、定額減税額は、4人×30,000円=120,000円となります。

各月の給与計算

給与計算を行うにあたっては、まず、通常通りに源泉徴収税額表にあてはめて、源泉所得税を計算します。つぎに各人ごとの定額減税額を差し引いて徴収します。定額減税額を引き切れない場合には、翌月以降の給与から控除していきます。

定額減税額の計算

給与計算の際に定額減税を行うには、まず、各人ごとの減税額を計算します。減税額は、本人、同一生計配偶者、扶養親族の合計数×30,000円です。

裏面に続きます～

つまり、給与所得者一人一人について、毎月控除未済額を管理していくことになります。

各月の納付書の記載方法

源泉所得税の納付書の記載方法については、定額減税実施後の(実際に納税すべき)税額を記載することになります。

ケースごとの注意点

ここからは、ケースごとに注意点をいくつかご紹介します。

- ① 前職で給与支払の際に定額減税を受けていて、控除未済額があるまま、6/2以降当社に就職し、扶養控除申告書を当社に提出している場合。

→この場合、基準日 6/1 時点で当社に在職していないため、当社の毎月の給料計算については、定額減税は適用しません。ただし、年末調整の対象者である場合には、年末調整時に定額減税額を反映させることになります。

- ② 6/2以降に婚姻、子の誕生などで扶養親族が増えた場合。

→この場合についても、毎月の定額減税額は、あくまでの基準日 6/1 時点の人数でカウントしますので、定額減税額の増減はありません、ただし、年末調整

の時点で、対象人数を再計算することになりますので、その際に調整されます。

- ③ 給与所得者本人の見積所得金額が 900 万円を超えるため、扶養控除申告書に同一生計配偶者を記載していない場合

→給与所得者本人の見積所得金額が 900 万円を超える場合、通常の(定額減税を考慮しない)源泉徴収税額については、配偶者の数を扶養者の人数にカウントしないこととなります。このため、配偶者の見積所得金額が 48 万円以下であっても扶養控除申告書に配偶者の記載がないことが想定されます。

ただし、定額減税については、給与所得者本人の見積所得金額が 900 万円を超える場合でも、配偶者の見積所得金額が 48 万円以下であれば、配偶者の数をカウントした上で、定額減税額を計算することができます。

このような場合には、「源泉徴収に係る定額減税の計算のための申告書」を提出してもらいましょう。

まとめ

給与に対する定額減税は、6/1の基準日の状況をベースに行われます、基準日以降の扶養親族等の増減については、年末調整で行われますので、年末調整で通年より過不足額が大きくなる可能性がありますので、注意しましょう。

年末調整での注意点につきましては、また改めてお伝え致します。



赤塚税務会計事務所

埼玉県吉川市大字吉川1605-2

TEL 048-972-4803

FAX 048-972-4809

MAIL akatsuka@a-taxlaw.com HP <https://a-taxlaw.com>

なまずの里 吉川から信頼の税務サービスをお届けします！